給与・年金所得者の所得税還付申告と住民税申告

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332))

◇ 受付期間 … 1月20日 (木) ~2月15日 (火)

◇ 受付場所 … 当別町役場1階 大会議室

◇ 受付時間 … 9 時~ 11 時 30 分、13 時~ 16 時

所得税の還付申告が出来る方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③各種控除(医療費・社会保険料・扶養控除など)を 受けることができる方
- ④新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や、住宅の増改築をされた方 など

必要な書類

①~④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票 (コピーは不可)・印鑑
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義のもの)
- ・健康保険料及び介護保険料の領収書
- · 国民年金保険料支払証明書
- · 生命保険、地震保険料控除証明書

③の方で上記以外に必要なもの

- ・医療費の明細書(1年分の医療費等を支払った個人、 病院別に事前に集計し、明細書に記載してください。 明細書は、税務課税務係に用意してあります。)
- ・医療費等の領収書・レシート
- ・医療費控除を受けることが出来る方は、支払った額が10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合となります。

④の方で上記以外に必要なもの

・税務課税務係までお問い合わせください。

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当及び各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は住民税の申告が必要となります。

法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

- **▼提出期限** 1月31日(月)
- ▼提出場所 ・給与支払報告書(総括表・個人別明細) 役場税務係(役場 1 階)
 - ・上記以外の書類 札幌北税務署

白色事業所得者(営業・不動産等)を対象と した収支内訳書の記載相談

町では円滑な申告受付事務を行うために、事前に下 記の期間を収支内訳書の記載相談として設けましたの で、事前に必要な書類等を整理のうえ、お気軽にお越 しください。

▼収支内訳書の記載相談期間・会場

1月20日(木)~2月15日(火)役場1階大会議室 収支内訳書記載相談は上記期間の午前中とします が、都合の悪い方はこの限りではありません。

住民税の住宅ローン控除について

所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人 住民税(所得割)から控除する「住宅借入金等特別税 額控除(住宅ローン控除)」の申告は年末調整とあわ せて行うこととなっています。源泉徴収票に「居住開 始年月日」及び「住宅借入金等特別控除額」が記載さ れている方は申告の必要がありません。

なお、平成22年中に入居された方又は自営業者や年の途中で退職されて年末調整未済の方は、確定申告をしなければ上記控除を受けることができませんので3月15日(火)までに行ってください。

- ◆平成19年、20年中に入居された方や特定増改築等で住宅ローン控除の適用を受けている方は、住民税の住宅ローン控除の対象となりません。
- ◆平成22年中に行った特定増改築等で住宅ローン控除の適用を受ける方につきましては、上記以外に必要なもの等がございますのでお問い合わせください。

確定申告は、e-Tax をご利用ください

e-Tax は最高 5,000 円の税額控除(平成 19 年分~平成 22 年分の間でいずれか 1 回)や、添付書類の提出又は提示を省略することができるなどのメリットがあります。自宅から 24時間、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から是非ご利用ください。

確定申告期間内は当別町役場確定申告会場でも e-Tax 専用パソコンを設置しております (e-Tax のご 利用には別途住基カードが必要です)。